

きびしん変動金利定期預金【複利型】

【平成24年8月1日現在】

1. 商品名(愛称)	●変動金利定期預金【複利型】
2. 販売対象	●個人の方のみ
3. 契約期間	●3年 ◎預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利継続)の取扱いができます。
4. 預入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	●一括預入 ●500円以上 ●1円単位
5. 払戻方法	●満期日以降に一括して払戻します。
6. 利息 ①適用金利 ②利払方法 ③計算方法	●変動金利 ●預入時後6ヶ月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から6ヶ月ごとに当金庫が預入の際に提示する自由金利型定期預金6ヶ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 ◎自動継続扱いの定期預金については、自動継続後の新利率は継続日における店頭表示の利率を適用します。 ●満期日以後に分割して支払います。 ●付利単位を1円とし、1年を365日として日割計算します。
7. 税金	●利息には、20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	●必要ありません。
9. 付加できる特約事項	●自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 ◎貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率 ●マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	●満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により6ヶ月ごとの複利計算した期限前解約利息とともにお支払いします。
11. 金利情報の入手方法	●金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争 解決措置	●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括室(9時～17時、電話:0120-033-062)にお申し出ください。 ●紛争解決措置 岡山弁護士会(電話:086-223-4401)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記

	東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、 ①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。 ※岡山弁護士会は移管調停利用のみ可能です。
13. その他参考となる事項	●預入、払戻において、ご本人の確認書類が必要となります。 ●証書式、通帳式、総合口座通帳での取扱いとなります。 ●満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ●預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)

吉備信用金庫

2012-182

《別 表》

①預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6ヶ月未満…解約日における普通預金の利率 B. 6ヶ月以上1年未満…約定利率×50% C. 1年以上3年未満…約定利率×70%
②預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 A. 6ヶ月未満…解約日における普通預金の利率 B. 6ヶ月以上1年未満…約定利率×40% C. 1年以上1年6ヶ月未満…約定利率×50% D. 1年6ヶ月以上2年未満…約定利率×60% E. 2年以上2年6ヶ月未満…約定利率×70% F. 2年6ヶ月以上3年未満…約定利率×90%